

平成31年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成31年3月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	武藤武治君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		川上叔春君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	大越克典君
生 涯 学 習 課	長	野田文雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成31年3月5日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者，10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） おはようございます。傍聴の皆さん，朝早くからご苦労さまでございます。

私，今回は2点について質問させていただきます。まず1点目は，空き家対策について，2点目は学校給食について質問させていただきます。

まず，空き家対策ですが，この利根町は，昭和四十五，六年ころから住宅開発が進みました。一時は2万1,000人まで行きましたが，その後，子供さんたちがだんだんと大きくなり，就職するようになりまして，逆に今度は利根町から離れてしまいました。今，利根

町の人口は1万6,000人ちょっとでございます。それほど少なくなってきました。

それに伴い、要するに今度は親たちが残って、その親たちも亡くなったり、あと、違う意味で利根町から離れまして、空き家がだんだんと多くなってまいりました。今、日本全国どこの自治体でも、空き家問題、それから少子化問題、それから高齢化問題、東京は今のところ別としても、そのように全国で空き家については対策を練って悩んでいると、そういう感じです。この利根町においても、はっきり言って農家でも空き家になってきております。まだ何軒でもないんですけどもね。でも、将来的にはだんだんと農家でもそのように空き家が出てくる。そうしますとどのようにしたらいいのか。それが大きな問題なんです。

ですから、町でも空き家対策については、補助金とかいろいろな面で対策を練っています。しかしながら、なかなか解決法がないというのが現状だと思います。これからも空き家対策については、町はその対策、いろいろな対策を練って、何とか1軒でも空き家が出ないように、そのようにしていかなければいけないのかなと思います、今回はこの空き家対策について、私、質問させていただきます。

きのうも花嶋議員が質問していただきましたが、やっぱり我々議員も考えることは同じなんです、行政と一緒に。ですから、そういうことで改めて、きょうは空き家対策について質問させていただきますのでよろしくお願いします。

空き家対策について。

空き家は年々増加しており、全国の市町村が大きな問題としてさまざまな対策を思案し、講じているところでございます。本町も例外ではなく、空き家対策に取り組んでおりますが、頑張っているものの、なかなか思うように進んでいないと思われまして。そこで、次の3点について伺います。

まず1点目、取り組んでいる空き家対策のこれまでの成果について。あとは、自席で質問させていただきます。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

それでは、若泉議員の質問にお答えをいたします。

空き家対策のこれまでの成果についてとのご質問ですが、議員ご承知のとおり、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月に全面施行されました。

その規定の第6条に、地域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策について計画を定めることができると規定されていることから、当町においても、安全に安心して暮らすことのできる生活環境の確保と空き家等の活用を促進し、まちづくり活動の活性化を図ることを目的とした「空家等対策計

画」を策定しております。

この計画では、空き家等の適切な管理の推進と空き家等の活用の促進の二つを対策の基本的な方針としており、一つ目の空き家等の適切な管理の推進では、平成27年度に空き家の現状把握のための実際調査を各区長を通じて実施したところでございますが、3年間が経過し、新たな空き家を確認するため、平成30年度に再度実態調査を行い、現在397軒の空き家を確認しております。

その調査結果に基づき、草木の繁茂や建物の破損など管理不十分とされる空き家と空き家の近隣住民から相談や要望があった空き家に対し、3年間で延べ173軒の改善通知を行い、改善が見られない場合は、電話や訪問による指導を行った結果、これまで92軒が適正管理へと改善されております。

このほか、土地を更地にしたり、新たな住民の入居により空き家が解消された軒数も、96軒ございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、町長から答弁がありましたけれども、今現在、利根町の空き家、町のほうで調べてわかっている軒数が397軒。それで、いろいろ通告して、改善してくださいよ、そういう出した軒数が173軒。ということは、約400軒あるうちの173軒ですから、40%だけが結局、持ち家の人に、こうしてください、ああしてください、ということを行っているわけではありますが、あと60%は、結局は空き家のままなのか、後でちょっと、全然、相手がわかっても相手のほうからそういう答えがないのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

それで、173軒、改善してくださいとお願いして、そのうちの92軒がどのような答えが返ってきたのか、ちょっとその辺を詳しくお願いします。改善というと、改善してくれたのか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 若泉議員のご質問にお答えいたします。

397軒のうち173軒が通知して、残りの60%がどういう現状なのかというご質問ですが、この173軒というのは、例えば建物が破損していたり、庭から樹木が隣のうちに飛び出していたり、草木が生い茂っていたり、そういう方に対してだけ通知した数が173軒なんです。

残りの約60%の200軒ちょっと、これは、通常の住んでいる状態のままできちんと管理されている状態でございますが、その中には、不動産業者が管理しているところもございますが、その方には一切、こちらでは通知はしておりません。

それで、92軒のやつにはどういう現状だったのかというもう一つの質問ですけれども。

○環境対策課長（大津善男君） いいですか、はい、済みません。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 要するに、今現在397軒、約400軒、利根町に空き家としてあるわけですね。それで、そのうちの173軒、今、課長が言っているように173軒というのは、もう既に住んでいなくて、きのうも花嶋議員が質問して、いろいろとわかりましたけれども、例えば木が伐採できないから、隣のほうへ行ったりなんかしている、そういう何らかの障害があるというのが、この397軒のうちの173軒がそうなんでしょう。それはわかりました。それで、あと92軒はどのような改善というか、されたのか、それをちょっと伺ったんですよ。

あと、ついでなんですけど、この397軒の空き家というのは、町では、どこの誰さんですかと、今、利根町にはいないでしょうから、引っ越し先、そういうのもわかっているわけなんでしょう。その辺ちょっとお伺いしたい。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） では、若泉議員の質問にお答えいたします。

その残りの方でございますが、ほとんどの方が他県に住んでおります。町内の方も何軒かおりますけれども。

県外の方が166軒、県内で町外の方が89軒で、町内の方が59軒。残り、不明というのが82軒というのがあるんですけれども、これは戸籍をたどっていかないと調べられないということで、その分は調べておりません。なぜ調べないかといいますと、特措法10条で、個人情報調べてもいいですよというような条項がございますが、ただ、それでも必要最小限にとどめるということですので、こちらで通知をしない方に関しては調べていない状況です。

それと、先ほど質問で、どういう状況かということなんですけれども、建物の破損関係がやはり31軒ございました。あと、草木が108軒、建物と草木の両方になっているのが17軒、あと、ごみ関係が、散らかっているという相談があったのが2軒、それと動物のすみかになっているんですとか、あと、蜂の巣ができて困るといったものが15軒ありまして、173軒ございました。

以上です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長、私、先ほども聞いたのは、173軒、これはいろいろ、木が伐採していないとか、住んでいなくて近所の、隣の方に迷惑しているというのが、これがそうなんです。それで改善を求めているということなんでしょう、町としては。それで町長の答弁の中で、92軒はどのような改善をされたのかと私、聞いているんですよね、この92軒。

ですから、要は、今まで利根町に住んでいた方たちが今度何らかの理由で引っ越しわけですね。そのときには、私、戸籍のほうはよくわかりませんが、どこどこへ引っ越しますよ、転居しますよと、それは町のほうへ届けに来るわけでしょう。来ないんです

か。ただ黙って出ちゃうんですか。

黙って出ちゃう。じゃ、利根町から転居というか住所は抜かないの。そんなことないでしょう。ちょっと。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） 失礼しました。転出するときは、やはり住民課のほうで転出届ですとか転居届とかやってから出ます。環境対策のほうには特に来ませんので、済みませんでした。

その92軒のどういったふうになったかというところでは、草木に関しては、きれいにしていたり伐採していただいたり。あと、破損に関しては修理していただいたり、そういうのが92軒解決しまして、通常の管理という状態に戻ったということです。あと、更地にしたというところも数軒はございましたけれども、そういうのが92軒でございます。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ですから、要するに92軒は引っ越して住んではいないけれども、お隣の家とか何かには迷惑がかからないような状況で今あると、そういうことだよ。そういうことだよ。

じゃ、その逆に、173軒のうち、それはちょっと枝が伸びたとか、住んでいないから、周りの庭の草もぼうぼうになったり何かそうしている状況であって、そうしますと、隣近所には迷惑はかかっているわけですよ。それで、その隣近所、近所の方からの町への苦情、そういうのはどのくらいあるんですか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） その173軒が、ほとんどが苦情があったものでして、解決したのが92軒で、残りは継続して、こちらでまだ指導しているという状況です。隣のうちから、まだやらないんですかというようなことと、要望とか苦情もその後、来ているところもあります。こちらでは、2回目の通知を出したり、電話をしたり、ひどいところでは現地へ、そのお宅へ訪問してお願いしたりもやっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ということは、173軒改善されない、そのまま空き家になっていて、周りからの苦情があった。それで持ち家のほうへ連絡して、どういう形でも改善されたのが93軒、そういうことなんだね。

ということは、約80軒くらいは現状のまま。ということは、周りの近所からもいろいろな、まだ迷惑がかかって困るよとか、そういうことが常に起きているとそういう見方をすればいいわけ。なるほどね。

ということは、当然、その173軒の持ち家の人には連絡して、改善をしてくれたのが92軒ですから、あとはなかなか、じゃ、しましよ、とかそういうことはやってくれないの

が現状ね。それで、それは再三、町のほうとしてもお願いはしているんですか。

している。うん。でも、なかなか改善はしてくれない。近所からは苦情がある。じゃ、これはたちごっこなんだね、そうなるよね。

ただ、現在はこれだけの数字かもしれないけれども、これが3年5年たてば、当然ふえてくると思うんだよね。今なぜかという、利根町でも高齢者の二人暮らし、はっきり言って、うちもそうなんですけれどもね。そうなりますと、空き家になるのは当然なんですから。

そういうところを町としてはどのように、今の現状を保つするには、何らかのこの施策というのは考えなくちゃいけないじゃないですか。その辺は今どのように考えているんですか。

○議長（船川京子君） 大津環境対策課長。

○環境対策課長（大津善男君） これは、質問の2番目のほうの答えというか、なってしまうんですけれども、予防というような観点から、県のほうでも、空き家のことを考えよう、という冊子ですとか、利根町独自でも「空き家活用のススメ」というような冊子をつくりまして、窓口のほうに設置したり、あと民生委員を通じましてこのパンフレットを配布したり、やっぱりひとり世帯のところ、そちらのほうに配布したりしております。

その中身なんですけれども、まず、県のほうのパンフレットなんですけど、その中身は、「空き家のこと、空き地になった時のことを考えよう」、そういうことで説明がいろいろ書いてあります。

もう一つが、空き家対策の推進に関する特別措置法の内容と、市町村の空き家担当窓口の案内と、空き家関連した市町村の助成制度の案内、空き家管理の活用へのアドバイスなどが、その県のパンフレットの内容です。町のほうなんですけれども、いろいろな場面でのQ&Aを紹介したような形になっています。

一番最後のページに、弁護士会ですとか行政書士会ですとか、解体ですとか、賃貸に関するところ、これは宅建のところですね。そういうところの相談窓口の電話番号を載せておりまして、何かあったらそちらで相談をお願いしますという内容のパンフレットになっていますので、それを配布して、予防に努めていこうと思っております。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長のほうから、新たな方針というか施策というかそういうものを今、答弁してくれましたけれども、いずれにしたって空き家、今現在397軒、その方たちを何とかするということは、例え話ですよ、何らかの罰則というか何かそういうものを設けてしっかりとやらない限りは、これは絶対無理ですね。強制代執行じゃないですけども、そこまではできないでしょうけれども。これはちょっとやそっとのことでは、まず無理じゃないのかなと私は思いますよ。それで、どんどんどんどん空き家がふえてくるんですから。

それで、今、町としては、もう2番も一緒になって質問しちゃいますけれども、これからどんどん空き家はふえる。それで、町の考えとしては、何とか空き家に人が住んでもらえるようにいろいろな施策を考えて、補助金を出したりやっていますよね、はっきり言って。それでも空き家は埋まらない。

この平成30年度の補正予算でも、空き家対策についての減額が出ていますよね、金額としてね。減額が出ているということは、町が一生懸命、結局いろいろな補助金を出して空き家を埋めるようにやっているんだけど、それが埋まらない。要するに、金をそれだけ補助金とか何かに使えないから残っちゃうから減額補正するわけでしょうから。そういう状況なんですね。よほどしっかりしなけりゃ、この空き家というのは。利根町だけじゃないんですから、はっきり言って。各市町村で空き家があるんですから、そこへ何とか、こういう補助金あります、こういうお金も出しますよ、そういうふうにとこの市町村でもやっているんですから、利根町だけはなかなか、じゃ、来てくれるかといったら、そうは来てくれない。それが現状だと思うんですよ。取手市あたりに行ったら、それこそ何軒ぐらいあるんだかわからないけれども、恐らく2,000件やそこらの空き家はあると思いますよ。

それで、じゃ、利根町の空き家、取手市の空き家という、来る方がいたとしてだよ、どっちがいいかといったら、補助金とか何かそういうものも見比べはするだろうけれども、やっぱり便利のいいほう、そちらのほうへ行くのが普通常識じゃないですか。だから、利根町でなかなか、これをやるというのは難しいのかなと私は思うんですよ。でも、これは町としても一生懸命やっていますから、私、それにもっと頑張ってやってもらいたいと思うんです。

空き家のことばかり時間をとったのでは、あともう一つありますので、最後に私の考えなんですけど、空き家を1軒でも防ぐためには、まず、これからも利根町から出ていきますよという方がいますよね。そのときにはきちんと、先ほども聞いたけれども転居先、これはもちろんわかるでしょうから。それで、そのときに私は、利根町から離れるらしたら、貸す気持ちありますか、というかそういうところまで聞いてもらいたいんですよ。そのまま置いておいたのでは、今、軒数出ているように173軒の中に入っちゃうんですよ。近所に迷惑したりなんかして。だから、そのようにならないように、出て行くのは都合があって出て行くんだからしょうがない。それに対して、人に貸す気持ちありますか、そういうところもきちんと書いて。

利根町、最後の3問目に書いてありますけれども、町が大家さんになってもらいたい。

ですから、去るときには要するに、貸す気持ちありますか、それを聞いて、ありますと。ないと言ったならば、きちんと逆に、利根町なんかこういう補助金とか何かも出していますから、それでもどうですかと聞いたり何かして、どうしてもそれも貸せないと言うんならば、自分の家なんですから、きちんと管理だけはお願いしますよと、そこは強く言っていないと、この173軒がどんどんふえていっちゃう。

それで、もし貸す気があると言ったら、町が大家さんみたいな形になって、それで金額はお安く貸してもらいますよ。私が思っているのは、1万円でもいいと思うんです。それは、持ち主が嫌だよと言えば、しょうがない。1万円か2万円でもいいと思うんですよ。

それで借りる人がいたら、1万円で貸してあげればいいと。町は全然お金、家賃1万円持ち主さんに払うんですから、例えばの話ですからね。それで、町は全然収入はないけれども、そこへ入ってきてくれれば人口増にもつながると思うんです。例えばの話ね。それで、その方は、町税をちゃんと払ってくれるでしょう。それは町の収入になる。ただ、人口増になるというのが私は一番いいのかなと思ったんです。

そうすれば、住んでもらった持ち家の人は、お金は家賃1万円ぐらいしかもらえないかもしれないけれども、管理されているから、いつもきれいになって人に迷惑がかからないんじゃない。だから、そういうことも何らかの形で、そういう大家さんになってもらったらどうなんですかねと私ちょっと考えたんですよ。

ただ、補助金、子供さんいる方は幾らとか、それから、こっちへ引っ越してくれたら幾らと補助金が出るの、わかっていますけれども。これはどこの市町村でもやっていることです。同じようなことをやったってなかなかこれはできない。ましてや利根町は、そんなに交通の便がいいわけじゃないんですから。だから、そういうところね。

町は一生懸命やっているのはわかります。わかりますけれども、何らかの形で、今までやっていて、要は予算を組んでも、それだけの予算が使い切れないということは、入ってきてくれないということなんです。また新たな違う面で、違う面で考えてやっていけないのかな、そんな感じをします。

ですから、私は前、大家さんになってみたらどうなんですかと言ったのは、ここで今、答弁とか何か、それは別に私いただくつもりありませんけれども、そういうように。

要は、どこの市町村でも補助金とか何か、もう何回も言うんですけれども、出しているのはみんな、大体が一緒なんですよ、どこでもこれは。ですから、変わった視点で、利根町単独の何か変わった方法で、空き家にしてくれると、そういうことを考えないとなかなか埋まらないと思います。

それで今、空き家、昨年とか、まだ平成30年度は終わっていないですけれども、ここ二、三年どのぐらい借り手というか塞がりましたか、軒数。

○議長（船川京子君） 済みません、若泉議員、今の質問は、（3）でいいんでしょうか。

○10番（若泉昌寿君） うん、括弧でいい。

○議長（船川京子君） いいですか。

○10番（若泉昌寿君） いいですよ。

○議長（船川京子君） じゃあ、（3）の答弁を佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今までやってきた空き家バンク事業での7年間、平成23年4月に創設されました空き家バンク制度、平成31年1月末現在で、58軒の制約をいただいております。

るところです。空き家バンクだけです。ほかのものを合わせると、もうちょっとあるのかなと思っております。

それと、先ほども言いましたけれども、更地にしたり、173軒のうち92軒が適正管理へと改善されたと。それで、そのほかに土地を更地にしたり、新たな住民の入居により空き家が改修された軒数も96軒ある、先ほども言いました。このように空き家バンクで、結構7年間で進んでいるところもあります。

それと、3番目の町が空き家の大家となり、家賃を安く設定すれば、空き家の解消につながるのでは、とのご質問ですが、空き家の解消につながるには、やっぱり議員おっしゃるとおり、ほかの物件と比較して家賃が安い物件であれば需要がふえる。結果として空き家の解消にもつながるといことも考えられます。

しかし、町が一戸建て住宅の大家になって貸し出すには、幾つかの課題があります。一つ目は、町が大家になるには、その空き家を町が借り上げる。または購入しなければなりません。まず、借り上げる場合ですが、空き家の所有者に町が家賃を払って借り上げます。借り上げる額を仮に月額6万円とします。さらに町は、借り上げた物件を一般の方に家賃をいただいて貸し出します。これを月額4万円と仮定しますと、月額2万円の差額が発生します。これらを前提とした場合、入居者があった場合でも、年間24万円を町が負担していくこととなります。もし入居者がいなかった場合には、年間72万円を町が負担していくこととなります。さらに所有者は町でないので、部屋の改造やリフォームに制限がかかることも考えられます。

次に、町が一戸建て住宅を購入した場合ですが、まず、購入費用が必要となります。さらに、リフォーム費用や貸し出してからの修繕費用など、莫大な予算が必要となります。そして、町が所有することにより、当該物件の固定資産税の収入がなくなります。もし、入居者がいなかった場合、これらは負の財産となってしまうリスクがあります。

二つ目は、町が安く賃貸することにより不動産賃貸価格に不均等が生まれ、民間不動産事業者を圧迫するおそれがあります。

三つ目は、全ての空き家を町が借り受けて賃貸する、もしくは購入し賃貸するということが現実的に可能かどうかという点です。もし、一部の物件だけをこれらの対象とした場合、対象外となった所有者の方から、ぜひ、うちの物件も町で借り上げてくれないか、町で購入してくれないか、というような要求が生じることが予想されます。当然町では、家の状態などを判断し、また、修繕により住める状態になるのかななどを考慮した上で、どこかで対処・非対処の線引きをしなければなりません。

このような個人所有の資産に町が介入するにはさまざまな課題があり、この課題の解消は難しいと考えております。そのため、町では空き家が放置され、時間の経過とともに荒廃させないために、現在実施している空き家バンク制度を行ってまいりました。今後も空き家の所有者が相談し合い、しやすい環境づくりを進め、空き家バンクの物件登録を促進

してまいりたいと考えております。

先ほど議員おっしゃったとおり、いろいろな相談はします。そして、考え方を変えなきゃ町も変わっていかないよというのも、これはわかります。でも、いろいろなハードルがあって、それを越えるには、一つずつ解決していかなければならないのではないかと考えております。

先ほど議員が92軒しかできていないというほかに96軒。あと、58軒が空き家バンクだけで売買されているという現状もあります。以上です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町が大家さんになるという。私は単純に、そのやつ、そうしたら町長がいろいろと。要は、町は町でいろいろと、そういう大家になるという場合は、いろいろな規制とかそういうものがあるから、今そのようにおっしゃったんだろうけれども、それでは、今、町長が言ったような感じではもうできませんよ、これは。町としては。

ただ、私は、引っ越しますよという方がいて、引っ越しますよ、今度、都合で。じゃ、どうですか。貸す気持ちありますか、ないと言ったら、これでしょうがないかもしれない。ないと言う場合は、さっきも言ったように、自分の家ですから、ちゃんと管理だけはしていかけてくださいよとそういう条件をつけて引っ越してもらえばいいんですよ。

ただ、貸す気持ちありますかと言って、ありますと言ったら、町のほうで斡旋しますよと。斡旋って、要するに借りる人ね、いたらということで、それで、家賃はどのぐらいで貸してくれますかと言ったら、その持ち主は5万。5万なんていったら、今度は借りる人がいないです。ですから安く借りる。安くして、それで、貸してそこにやっぱりいろいろな問題があるわけなんだ。私はそれはもう。

ただ、結局、町が斡旋するというか、借りる人がいたら探してあげますよ、そういう軽い気持ちで私は言っているんですけども、今、町長の話だと、いろいろな面があって、だから逆には今度は、負が多くなるよとそういうことだから、それだったらそれで、私は単純に考えたことだから、これはもうそれ以上、私言いませんから。

ただ、何はともあれ、空き家というのは絶対になくなるということはありませんから、ふえるだけで。だから、そういうことを結局これからも町として、今もやっているんですから、それ以上にいろいろなことを考えてやってもらいたいな、そういうことです。

空き家対策、これで終わります。

次、学校給食について。

利根町の学校給食は自校方式を採用しており、県内でも大変評判がよいと聞いております。現在、「茨城をたべよう 給食」と題し、月一回、茨城県産の食材を使った給食を提供しているが、地場育成と地産地消を図るため、利根町産の食材を取り入れてはどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、若泉議員の質問にお答えいたします。

地場育成と地産地消を図るために、利根町産の食材を取り入れてはどうかのご質問でございますが、若泉議員もご存じのとおり、第2金曜日を「茨城をたべよう 給食」として、茨城県産を含む本町の特産品を用いた給食が提供できるよう、食材購入の経費を学校に助成し、その日の食材に、できる限り地場野菜等を納入していただくよう、発注時をお願いをしているところでございますが、しかしながら、野菜については国産、茨城産を中心に納入していただいているところでございます。利根町産として使用している食材につきましては、米とみそが主なものとなっております。

これまでに利根町産の地場野菜の使用に至らない要因としましては、生鮮食品の使用に当たっては、原則として使用当日に搬入するとともに、1回で使い切る量とすることが、食品の取り扱い上、必要となることが挙げられます。また、生産農家が少ないということもあり、これらが使用に至らない要因の一つとなっていたと考えられます。

このような中で昨年9月、地元農家から大根の無償提供をする旨の話を受け、栄養教諭、調理員との調整を図り、全校の小中学校の給食に1回使用させていただきました。そのような経緯がございます。納品に当たって、今後、生産者・仕入れ業者と協議し、学校給食への地場野菜使用が徐々に広がるよう推進するとともに、第一は安心・安全な給食を子供たちへ提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 教育長の考えは、はっきり言って前向きじゃありませんね。はっきり言いまして。

利根町で野菜、はっきり言えば、利根町で野菜をつくっている方が余り少ないから、学校給食は無理だとそういう考えだと思います。じゃ、逆に聞きますけれども、教育長のほうから聞きますけれども、利根町産の野菜、農家だっつくっている方がいますからね。それを何とか利根町産で、全てとは言いませんよ、全てとは言いませんけれども、学校給食、利根町の野菜を取り入れたいからどうでしょうかと、そういう教育委員会なら委員会の中で話し合ったことがありますか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 答弁に誤解があったかもしれませんが、私は、利根町産の野菜を含めて食材を十分使っていただきたいなというふうに考えております。ただ、学校教育課としては、野菜をつくっている農家さんとかというふうな情報がちょっとないんですね。

ですから、経済課さんや農協さんを含めて、利根町産でこういう農家さんがこんな野菜をつくっているとか、そういう情報提供、それから、納入業者さんがここでこういう野菜をつくっているのを給食で使ったらどうだかということをお願いいただければ、どんど

ん使っていただきたいなというふうに考えています。

ですから、使わないと言っているんじゃないなくて、使う方向でそれはやっていただきたいんです。ただ、学校教育課としてはその情報がないので、できるだけそういう情報をいただいて、利根町産のものが使えるように働きかけていきたいと思います。

○議長（船川京子君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 農家のほうから、使ってくださいとそういう申し入れがあれば、教育長はどんどん使いますよと、そういう今の答弁ですよ、ね。

じゃないんですよ。これは私、地場育成とそういうことも考えて、利根町だっつつくっている方がいますからね、はっきり言って。ですから、こちらから学校でも利根町産の野菜を使いたいんですけれども、こちらから出向いて、農家の皆さんの意見を聞かなければしょうがないです。

私、今回これをやるに当たりまして、はっきり言いまして、今、ランドロームとか、それから農協の直売所、それからヤオコーとか、地場野菜としてコーナーを皆、設けているんですよ。そこへ出している方、結構いるんですよ。それで私、その出している方に、実は今回、学校給食でこういうことをちょっと私の考えでやりたいんだけど、そういうときに、もし納入できるようになったら協力してもらえますかと言ったら、喜んで協力します、つくっている方がそう言っているんですよ。ですから、私こうやって、今回この質問もしているわけですよ。

教育長は違うでしょう。「つくって納められるような状況だったら使いますよ」です。こちらから何でも行かなければしょうがないんじゃないんですか、積極的に。それを聞かないで、ただ、結局利根町産ではできるとかできないとか、それは無理。

確かに、私も学校へ納めている立場です。ですから、例えば例を挙げれば、タマネギならタマネギ、ジャガイモならジャガイモ、そうすると、市場を通したものは、L玉、2L玉、もうみんな規格でそろっているんですよ。そうしますと学校で働いている、給食で働いている方は、そのほうがいいですよ。仕事もやりやすい。よく私わかっています。

でも、地元の方に納入していただいた場合は、例えばタマネギならタマネギ、L玉もある、M玉もあるかもしれない。大体そろえてくれるけれども。そういう状況だと今度、働くは、いやだなあと、口には出せないかもしれないけれども、心の中で思います。でも、利根町産の野菜を子供たちに食べてもらうということは、子供たちにだって、これは利根町でつくったジャガイモだよ、利根町でつくった白菜だよ、そう言えるじゃないですか。

ですから、例えば例を挙げれば、常総市のほうへ行ったら、白菜とかレタスなんていうのは日本一というほどつくっているわけですから、いいレタスにしる白菜にしる、そういうものができますよ。しかし、「茨城をたべよう」ということであって、茨城産だけじゃなくて、茨城産を使うなら、利根町産を使ったほうがなおいいんじゃないですか。

今、利根町の給食で使っているのは、お米とみそ。それは100%使っているんじゃない

かなと思うんですけれどもね。じゃ、なぜ、米は利根産を100%使うかといったら、ここは、利根町でお米は幾らでも取れるわけですよ。みそはつくってくれているんですから。ですから、これは扱いやすい。

それは扱いやすいかもしれないけれども、やっぱり少しでも利根町産の野菜を使えるように、まず、それは積極的に教育委員会のほうからそういう考えを持っていかなければ、これは難しいと思いますよ、はっきり言って。私はそういう考えなんですよ。

それで関連した話なんですけど、今度、東文間地区、文間地区は基盤整備終わりましたね。今度西部が始まります。文地区。その次は今度、布川も始まりますよ。そうしますと、今の畑はちゃんと整備されて、各持ち家の近所に畑が残るわけですよ。

それでこの前、経済課でちょっと畑がどのくらいあるのか聞いたんですが、調べてもらったんですが、利根町全体で2,227平米、これが畑の面積なんです。これは基盤整備をやり、きちんとした畑として残るんですよ。そのかわり、基盤整備が終わると、今、農家をやっている方も、お年もお年かもしれませぬけれども、今度、営農組合とかそちらのほうに田んぼは任せちゃうんですよ。まず、ほとんどこれはそうなりますよ。

そうしますと、今まで農家をやっていた人たちというのは体が遊んじゃうんですよ。そうすれば、学校でも何でもそれを使ってくれるようになれば、野菜をつくと、そういう気持ちにだってなるじゃない。それが地場育成じゃないですか。

ただ、んだから、どここの畑でつくって、誰々さんがつくって、それを使ってくれませんか、じゃ、使いますよじゃなくて、こちらでそのように積極的に行かなければ、誰もつくる人もいない。

農家の人だって、今、農家の方ほどこのうちでも自分で食べる野菜、畑があるんですから大体の人はつくっています。それで、つくったものを近所にあげたり、それから、さっき言ったように、ランドロームとかそういうスーパーとか農協とか、そういうのに持っているんですから。そういう人はそれなりに張り合いがあるんですよ。ですからやっているんですよ。だから、考え方なんです、要するに。

もうこれは大変だ。確かに大変ですからね、それをまとめるというのは。みんな専門的に、例えばレタスならレタスを1反歩つくとか、そういうことじゃないんですから。

それをですから、この利根町には限りがありますからね。白菜は何月にできる、ネギは何月にできる、そういうものを学校のほうで使いますよとそういうふうに宣伝してやっていけば、それはそのようにやってくれるようになると思います。でも、それは1年や2年じゃそういうことはできません。やっぱり、まず教育委員会のほうが頑張って、それでいろいろとお願いしながら頑張っていって、それで少なくとも三、四年はそのように変わると思いますけれども。

聞いた話では、以前は納めたという方もいましたよ。学校に納めましたと、今は納めていませんと、そういう話も聞きました。

ですから、教育長、答弁は別にいいですけども、要は利根町の野菜をこちらから積極的につくっていただけるようお願いをしながら、ですから、ある程度の、結局お願いして、どんななりにも組合とかそういうものをつくって、やってくれる人の組合、納入組合というか、そういうものをつくって、それで徐々に徐々にやっていってね。じゃなかったら畑が死んでしまいますよ、2,227ヘクタール、平米の。必ず基盤整備をやったところの家の近くにちゃんと、経済課長が一番知っていますけれどもね。つくりやすい畑として残るんですから。

そういうことで、私、今回はこの給食の話をしてしまったけれども、できれば教育委員会のほうでちょっと話し合ってもらって、少し検討してもらいたいなど。ただ、利根町の畑ではそんなに学校へ納めるほどの野菜はつukれないだろうとそういうことじゃないんです。

それは何も大根なら大根、今回納めたと言ったよね。去年だか、学校で使ったでしょう、1回だけね。それだって、結局、4校でどのぐらい使ったか知りませんが、キロ数にしたって恐らく200キロぐらい、そんなものでしょうからね。だから、1件、そういう納入組合というのをこしらえれば、それで誰々さんは何月ごろは大根と白菜をつくるのか、夏るときにはどういうものをつくるというか、そういう計画を立ててやれば、それは幾らでも納められるんですよ。

要は教育委員会のほうの真剣みです。じゃ、やってやろうという気持ちがあればできます。いやー、なかなかこれはまとめるのが大変だから、それはちょっと今回はいいか、私のこの言い回し、お願いしているというか、やったらどうだということを、はっきり言って聞き流したほうがいいよと言うんならば、それで終わり。はっきり言いますけれども。

一つは、私は地場産業、それが農家の方はそういうことをやってあげれば、生きがいというものもできるんですよ。はっきり言って。お米づくりから離れますからね、今やっている方。2町やその前後の方は、まず基盤整備が終わったら離れちゃいます。あとはもうやらない。教育長も利根町の生まれですから、よく農業の現状というのはわかるでしょうけれども、2町や3町の米づくりをやったのでは合いませんからね。

ですから、それだったらば、すっぱりと田んぼ、米づくりはやめて、基盤整備が終わったらば、みんな営農組合とかそういうところをお願いして、後はですから、そうしたらのんびりと、今度は自分の畑がありますから、大体もう小一反ぶりぐらい、みんな持っている人が多いですから、そしたら、野菜は2反歩あれば、生活できるといいますからね。野菜というものは2反歩あれば。1反歩だってできますよ。そのかわり暇なし、朝から晩まで。お米というのは年に1回。野菜は物のつくりによっては、3回か4回くらいできますからね、品物、同じ畑で。それで生活ができるんです。2反歩あったら楽々できるんですよ。野菜というのはそういうものなんですよ。

ですから、一応、私、今回この給食について質問しましたがけれども、少し親身になって教育委員会の中で話し合ってもらいたい。今、答弁はいいです。

これで終わります。

○議長（船川京子君） 発言を求められています。答弁、いいですか。

○10番（若泉昌寿君） 私はいいです。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、子供たちに利根町でつくったものを今、給食で提供しているんだと、胸を張って、利根町の農産物なんだよということ、食べていただくというのは、これは本当に教育の中でも大事な事かなと思います。議員おっしゃるとおり、我々としても「茨城をたべよう 給食」を、地元の地産地消をやると言っていながら、各農家さんに出向いて行って状況を聞いてきたということはございませんでした。これは反省すべき点かなと思います。

今後その旨を踏まえて、納入業者さん、それから、先ほども言いましたように、学校教育課としての情報が非常に少ないので、経済課とか農協さんとか専門の業者さんとかを含めて、話し合いの場を持ちながら、本当に利根町産の地場育成、地産地消をますます盛んにできるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（船川京子君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、若泉議員より発言を求められておりますので、これを許します。

若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 先ほど、私の一般質問の中で利根町の畑の面積2,227平方メートルと言いましたけれども、222ヘクタールと訂正、お願いします。以上です。

○議長（船川京子君） 5番通告者、1番大越勇一議員。

〔1番大越勇一君登壇〕

○1番（大越勇一君） 皆様、おはようございます。5番通告、1番大越勇一です。

また、傍聴の皆様におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、傍聴に足を運んでいただき、まことにありがとうございます。それでは、通告に従い、質問いたします。

質問事項1、児童虐待についてから、質問事項3、いきいき茨城ゆめ国体についての3項目についてお聞きいたします。

まず最初に、児童虐待についてお伺いします。

現在、少子化が進行する中、児童虐待が急増し、深刻な社会問題になっております。子供の権利は、憲法で保障されている基本的人権である生存権及び幸福追求権を機軸とするが、児童虐待はその生存権さえ奪ってしまう最大の権利侵害であり、たとえ死に至らない

までも、子供の心身の発達や人格形成等に与える影響ははかり知れません。

そして、子供はみずから権利を主張することができない存在であるため、虐待の状況が見えにくいことが多く、児童虐待の要因としては、社会的、心理的、経済的なさまざまな要因が複雑に絡んでいるが、特に児童や家庭を取り巻く環境の変化が挙げられます。中でも、核家族化の進行や家庭や地域における子育て能力の低下がその根底にあると考えられます。

千葉県野田市で小学校4年生、栗原心愛さん10歳が、自宅で父親から、生活態度を改めるためのしつけと称して暴行を受け、亡くなりました。大変悲しい事件です。児童相談所と学校、教育委員会の連携不足だと思います。少しのリスクも見逃さないために、関係者での情報共有を徹底させるべきです。本町でも児童虐待の事案が今までにあったのか伺います。

以降の質問につきましては、自席で行います。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、大越議員のご質問にお答えをいたします。

本町で児童虐待の事案が今までにあったのかとのお質問ですが、残念ながら、本町におきましても事案は発生しております。ただし、幸いなことに生命の危機にかかわるような重篤なケースはございませんでした。

しかしながら、いつ、どのように状況が変わってしまうかはわかりませんので、通告などがあった場合は、引き続き関係機関で連携し、見守りを続けている状況でございます。なお、一つ一つの事案につきましては、個人情報との関係でお答えはできませんので、ご了承願います。

件数につきましては、公表されている土浦児童相談所に通告のありました利根町の件数は、平成26年度12件、平成27年度3件、平成28年度6件で、平成29年度は市町村別の公表はされておりませんが、町で対応した件数は5件、平成30年度の対応件数は、現在のところ7件となっております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 本町においても児童虐待の事案が発生していたということで、正直びっくりをいたしました。こんなのどかない町でも、やっぱり児童虐待は起こるんですね。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待の通報が少ない、児童相談所が虐待を知らながら保護せず、子供が殺される事案の多発、警察が積極的に虐待事案の発見、保護、検挙活動に取り組んでいない。病院・警察で虐待死、見逃し事案が多い、虐待を繰り返す親に対する監視・指導・治療が不十分、刑罰による抑止力が不十分、児童相談所の人員不

足、一次保護所の受け入れ人数の不足、18歳を超えた児童虐待への支援が全くない等の問題が挙げられます。

児童相談所や学校などの連携や体制の強化が急務です。また、威圧的な保護者にどのように対応するのも大きな課題です。今後、児童虐待の事案が発生した場合、町はどのような対応をとるのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 児童虐待の事案が発生した場合、町はどのような対応をとるのかとご質問ですが、まず、町に通告があった場合には、直ちに関係機関などから情報収集を行います。お子さんの状況など情報の整理を行い、速やかに緊急受理会議を開き、初期対応の方針、安否確認と本人や保護者への事情聴取の方法や役割分担を決定します。

情報収集時において、安否が確認できていない場合は、直ちに訪問調査を実施し、同時に児童相談所に報告を行います。お子さんの状況の確認により至急一時保護が必要と判断した場合には、速やかに児童相談所へ連絡し、送致の手続きをとります。通告から48時間以内の安否確認が原則ですが、町では安否確認が第一ですので、昼夜を問わず、その日のうちに訪問を行っており、お子さんへの面会を拒否された場合は、警察に協力要請をし、安否確認を行うこととなっております。

また、保護までの必要がないと判断したときも、その家庭への今後の支援のあり方について関係機関と情報を共有し、各機関における支援内容の確認を図っております。その後も、利根町子ども虐待等対策地域協議会の中で守秘義務を課した上で、関係機関が定期的に最新情報と今後の支援内容の確認を行い、支援方針の再決定と共有を行っており、急変した場合でも速やかに対応できるよう、支援家庭の見守り、支援を必要な期間、継続して実施しております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 威圧的な保護者に対しての対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） 威圧的な保護者がいた場合には、やはり警察との協力連携というのが一番重要なことになってこようと思います。茨城県におきましては、ことし3月、県の広報紙「ひばり」のほうにも情報が載っておりますけれども、茨城県子どもを虐待から守る条例を議員提案により制定いたしまして、ことし4月1日から施行されることになっております。

それ以前に平成29年4月24日付で、茨城県と茨城県教育委員会、それから茨城県の警察本部の三者で覚書のほうを交わしております。「茨城の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書」というのを締結しております。平成30年1月から、そちらのほうももう開始されております。そのこともございまして、警察のほうも町のほうの要保護対策の

協議会のほう、町のほうでは、児童のいじめ等の地域対策協議会というような名称でやっておりますけれども、そちらのほうの代表者会議の中にも、毎回警察のほうから職員に来ていただいております。情報共有のほうを実施しております。いざとなったら、すぐに対応できるような情報共有というのが一番大切なことだと思っておりますので、面会させてくれないとかそういうときには、警察との連携を密にしながら、介入権のある警察に協力を求めてやっていきたいと思っております。

そういう強い態度の保護者の方に屈することがないということが重要なことになってこようと思っております。野田市の事案では、やはり、訴えますよとか裁判にかけますよとかそういうような脅迫にある程度屈してしまったというような結果から、このようなことになってしまったと思っておりますので、町のほうとしても町の関係機関、保健福祉センター、教育委員会、学校、いろいろ協力しながら、そういうことのないように情報を連携しながら、断固とした対応をとれるようなことで話し合いを進めているところでございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） まさしくそのとおりだと私も思います。

茨城の2018年の児童虐待の検挙件数は66件で、2017年の2倍以上にふえたことが茨城県警のまとめでわかっております。昭和8年に児童虐待防止法が公布され、昭和22年制定の児童福祉法に吸収され、現在の児童福祉法に引き継がれています。

また、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が可決され、同年11月20日から施行され、その後、見直し、検討期間を得て、平成16年10月1日に改正された児童虐待法が施行されており、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、または精神的虐待の行為を保護者が放置すること、及び児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待に含まれることを明確にしました。

児童虐待をめぐって法的な観点から、弁護士が学校側の代理人ではなく第三者的な立場で、子供や保護者の事情を検討して学校側に助言するスクールロイヤー制度の導入や、病院・学校等からの通報の励行を促す制度の整備、児童相談所が子供の安全を最優先として一時保護を行うことの義務づけ、著しい虐待により子供を死に至らしめた親・同居人に対し厳罰化、児童擁護施設に入所できる年齢の引き上げ、虐待を受けた子供の心の傷の治療の公費負担等が必要になってくるのではないのでしょうか。

子供たちを守るためには、スピーディな対応が求められると思いますが、今後、児童虐待の早期発見や防止策は、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員のご指摘のとおり、子供たちを守るためには、スピーディな対応が大切でありますので、日ごろからの関係機関における情報の共有と連携を図っております。

本町においては、児童福祉法が改正され、平成29年4月から要保護児童対策地域協議会、

当町の名称は「利根町子ども虐待等対策地域協議会」ですが、この調整機関に専門職を配置しまして、調整機関としての役割を充実させ、関係機関と最新情報を共有し、支援方針の見直しを図りながら連携協力して、未然防止に努めております。

また、この協議会の中で定期的に行っている実務者会議においては、児童相談所はもとより取手警察署、町の各関係機関にもご出席いただき、支援ケースについて状況の急変時にも速やかな対応がとれるよう、いつ通告があっても連携協力できるような情報共有をしております。

また、早期発見には一般の方からの通報も重要であります。虐待かと思ったなら、すぐに児童相談所や役場への連絡をしていただくか、全国共通で3桁のダイヤル「189」にお電話いただけるよう啓発を進めておりますので、「いちはやく」と覚えていただければと思います。結果的に虐待ではなかったとわかっていても、通報者が罪に問われることはございません。

さらに、危険を感じた場合は、すぐに警察に連絡してください。通報は匿名で行うことも可能です。

このような情報を、「広報とね」や「利根町子育て支援ガイドブック」に掲載するとともに、さまざまな機会を通して啓発活動を行い、地域全体で子供たちの命を守っていきけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 学校の先生方や教育委員会の方々も、学校で児童虐待なんかがあった場合はかなり大変なことになると思いますので、スクールロイヤー制度の導入についてはどのように考えているか伺います。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） そちらにつきましては、児童相談所のほうに弁護士の方とか、あとは警察OBの方とか、そういう専門家を雇うというような方針が出ておりますので、町としては、そのような相談を受けた場合には児童相談所との連携を密にしておりますので、そちらのほうを経由した中で指示を仰ぎながら支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 児童虐待のない、平和で楽しい、子供たちが夢を話せるまちづくりを進めていきたいと思っております。

続きまして、質問事項2、地域文化振興についてお伺いします。

地域文化の振興に当たっては、地域の文化資源をいかに発見し、連携協力の仕組みをつくり、地域の文化力をいかに結集するかが重要であります。そのためには、地域文化の主役は地域住民であることを踏まえて、住民自身が受け身ではなく、みずからが地域文化振興に参画しているという意識を醸成することが必要です。

例えば、文化芸術振興基本法の成立を受けて、地方公共団体においても文化振興条例等を設けるところがふえてきています。文化芸術振興条例等の制定過程において住民の意識やニーズ等の調査を行ったり、行政と民間等との協力のあり方などについて検討することは、住民の意向を反映するために有効な方法です。

また、地域における文化振興のグランドデザインを示す方策として、各地方公共団体による地域文化振興計画等の作成も進められています。こうした振興計画などは、文化芸術団体の代表者や学識経験者から成る文化審議会等への諮問を通じて、住民の意向を聴取した上で行政が作成することが多いですが、住民の意向をより直接的に反映するためには、審議会に住民が参画することや広聴会等の開かれた意見表明の場が設けられることが有効と考えられます。

町と町民が協働して利根町の文化振興を確立するためには、町は今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 大越議員のご質問にお答えいたします。

町と町民が協働して、利根町の文化振興を確立するためには、町は今後どのように進めていくかとお伺いですが、文化芸術の振興につきましては、豊かな人間性を形成し、想像力の感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となる重要なものと認識しております。

今後においても今までと同様に、役場の多目的ホールやイベントホールなど、開催する芸術展などの際に利根町教育委員会後援名義使用承認申請をしていただければ、教育委員会が後援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 今、教育長から、後援をしていくということですが、町民が主体となって運営している絵画展等を町が主催していく考えはあるのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 町民が主体となって運営している絵画展、町が主催していく考えはということですが、町民が主体となって運営している文化芸術関係の展示会などは、絵画展のほかにも利根町文化協会第5部門の合同美術展、書、書道の書ですね、ちぎり絵、パステル画、油絵、写真、水彩画。利根町写楽会主催の写真展、利根町バードウォッチングクラブ主催の展示会などがあります。

絵画展を町が主催するという考えはございません。このような町民が主体となってやっていただけることを期待します。先ほどもご質問でお答えしましたがけれども、絵画展などにおきましても利根町教育委員会後援名義使用承認申請をしていただければ、全面的に教育委員会のほうで後援をさせていただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 残念ですね。絵画展のように長く続いているものは町が主催して、そして、先日、総務課長の答弁にもありましたが、防災無線等を使って広く町民の皆様に周知できると、なお一層盛り上がると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 済みません、質問確認なんですけれども、防災無線を使えるかどうかのことですよね。そうですね、今の質問。

○1番（大越勇一君） 防災無線を使って放送すれば、町の皆さんも、皆さん聞きますから。

○議長（船川京子君） ということですよ。

清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 先日の花嶋議員のときも答弁しましたがけれども、町が実施しているイベントのみに関して防災行政無線を流すという方向で今行っておりますので、町民が主体となった絵画展等のイベントにつきましては、現在のところ防災行政付無線を使う方向はありません。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） それでは、次の質問に移ります。

公民館及び公共施設の利用料金は、通常使用料と減免使用料とに区別されていて、一般団体や町民は文化協会・体育協会等の4倍の使用料を支払っていますが、今後使用料を同一料金にする考えはあるのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） ご質問にお答えします。

平成30年6月28日に利根町公民館長及び生涯学習センター所長から、それぞれの施設の運営協議会に対し、公民館・生涯学習センター使用料の減免の見直しについての諮問をいたしました。その答申で、使用料減免については、町民の公正・公平を保つために、現在減免を行っている社会教育関係団体のほか、趣味の活動やさまざまな学習活動などを目的とした利根町民の割合が5割を超える団体などについても、減免の対象にするのが望ましいというご意見をいただいておりますので、この件につきましては、早急に実現できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 現在、一般の方の使用料金と減免の使用料金が4倍もの格差になっているんですね。これはなぜ4倍になったのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 大越議員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ4倍の格差になったかということですが、私もちょっと古い方にいろいろ聞いたところでございますが、昭和五十数年に公民館ができて、そのときには

まだ、文化協会の方々、体育協会の方々もまだ発足間もない時期で、町として育てる意味合いを持ってしまして、そういう意味合いで料金を、使用料金の4分の1という形で、文化協会の方、それから体育協会の方はお使いくださいという形で、育成をしていた時代、育成をしてきたということで料金が4分の1ということで聞いてございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） これは法律に触れるようなことはなかったんですかね、4倍もの格差があつて。いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 大越議員のご質問にお答えいたします。

法律に触れることはなかったのかということでございますけれども、今現在、そのような形での問題は今まではなかったと聞いております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 文化祭での発表は、今、文化協会に加盟している団体が行っていますが、利根町が主催をして、町民誰もが発表できる場とする考えはあるのか伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 文化祭での発表を町民誰もが発表できる場とする考えはあるのかというお尋ねでございますが、利根町の文化祭につきましては、町主催の文化祭ではなく文化協会が主催しておりますので、内容について町が意見を述べる立場ではない、また、文化協会主催ということで、今のところ町が主催で行うということは考えておりません。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） これは、なぜ町が主催できないんですかね。何か理由があるんでしょうか。

○議長（船川京子君） 野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君） 大越議員のご質問にお答えします。

文化祭が、なぜ町主催じゃないのかということでございますけれども、一応とりあえず文化祭につきましては、先ほど教育長が答弁したとおり、文化協会で今現在主催をして開催している状況です。ですので、その辺は今後また考えたいと思いますか、検討の必要があるのかなという感じをしております。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 利根町の文化の発展のために、既成概念を捨てて、新しい発想のもと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、質問事項3、いきいき茨城ゆめ国体について伺います。

前回、トイレや案内が不十分であったため、仮設トイレや係員及び標示などをふやし、コース設定も危険箇所等を踏まえ、検討するとの答弁をいただきましたが、その後、本大会に向けての対策や対応など、どのように検討したのか、進捗状況について伺います。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 利根町ウオーキングプレ大会，いろいろな問題点や課題が出てきております。その対応について，12月議会でも答弁させていただいたところですが，その後，本大会に向けて対応や対策はどのように検討しているかということですが，利根町ウオーキング大会の協議機関であります常任委員会，毎月1回ほど開催しております。利根町ウオーキング大会についての協議をしているところですが，最初にコース関係でございますが，ショートコースの栄橋，徳満寺コースの案内などが不十分であるとご指摘がございましたので，立哨係員及び矢印標示の増設をしていきたいと考えております。

次に，トイレの件でございますが，柳田國男記念公苑など仮設トイレが不足しておりましたので，今後，仮設トイレの設置や増設をしていきたいと考えております。そのほかの早尾台地区緑地広場，親水公園，応順寺，公民館につきましても，仮設トイレを増設する予定でございます。参加者も300人から500人ということですので，それに見合ったような形で対応させていただければと考えております。

コース対応でございますが，プレ大会で危険な箇所等もございましたので，史跡を巡回するルートを設定していきたいと考えております。そのほか，参加されました方々のアンケート等を参考にさせていただき，問題点につきまして今後の常任委員会等で検討していきたい，本大会がよりよい大会になるよう改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○1番（大越勇一君） 県内から大勢の方が参加していただけたと思いますので，利根町のよいところ，魅力ある利根町をアピールする絶好のチャンスです。必ず成功させなければなりません。綿密な計画のもと，大会が開催されますようお願いをいたしまして，質問終わります。

○議長（船川京子君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を午後1時30分とします。

午前11時00分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き，会議を再開いたします。

6番通告者，3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 6番通告，3番石山肖子でございます。

平成12年制定の児童虐待の防止等に関する法律，いわゆる児童虐待防止法の施行から18年が経過，児童福祉法を含め，大きな改正が行われてきました。児童虐待の対策では，発

生予防，早期発見，早期の適切な対応，虐待を受けた子供の保護，自立支援が推進されてきていますが，それでもなお，児童相談所，市町村における相談件数は増加し続けております。

昨年3月の東京都目黒区の虐待による5歳児の死亡事件，ことし1月の千葉県野田市の小学校4年生が死亡した事件など，虐待による死亡事例が後を絶ちません。このことについて地方公共団体に求められる課題，これは，虐待の発生予防・早期発見をすること，関係機関の連携及び適切な引き継ぎによる切れ目のない支援，この二つが挙げられております。

乳幼児健診未受診等の家庭の把握と対応，精神疾患・身体疾患により養育支援が必要とされる養育者への対応，居住実態が把握できない児童・家庭に対するフォロー体制の整備，事故予防を初めとした育児に関する知識の啓発，加えまして複数の関係機関が関与していた事例における対応，転居事例に関する地方公共団体での情報共有，それと継続支援，施設入所中及び退所後の対応などであり，事例対象の子供に関して，養育環境が変化するとき新たに発生するリスクに対して，慎重なアセスメントが求められるものです。

平成30年7月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定されました「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では，緊急的・総合的対策が示されました。また，平成30年12月には，「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が発表されました。このプランは，虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応，虐待を受けた子供の自立支援に至るまで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指しております。

一方，茨城県におきましては，「茨城県子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定され，その主な具体策として，虐待の予防，早期発見，早期対応，子供への支援，保護者を孤立させない社会づくり，児童相談所の体制強化，虐待対応にかかわる人材の確保・育成が挙げられています。この動きと先ほど申し上げました緊急総合対策とプラン，これらを踏まえまして，どのような児童虐待防止対策をとっていかれるのか，現状と課題並びに今後についてお伺いしてまいります。

まず，児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について。これは先ほど申し上げました県が挙げております具体策，虐待の予防，早期発見，早期対応，それと子供への支援，保護者を孤立させない社会づくりに関係しまして，3個の質問をさせていただきます。

まず，この緊急総合対策の2，児童虐待の早期発見，早期対応に挙げられている次の項目は，現在どのように行われていますか。

1番目に，乳幼児健診等未受診者，妊婦健診未受診者への対応の推進。

潜在している虐待を発見する方策としていろいろな事業を行っておられると思いますが，利根町ではどのような推進を行われていますでしょうか。

以降の質問は，自席にて行います。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の乳幼児健診等未受診者、妊婦検診未受診者への対応の推進についてですが、現在、母子保健事業として5種類の乳幼児健診を実施しており、それぞれの健診でお子さんの発育や発達を確認し、支援を行っているところでございます。

各種乳幼児健診の未受診者には、虐待のリスクが高い傾向にあるという厚生労働省の見解を受け、平成27年度にフロー図を作成して、関係課や児童相談所などと連携をとり、未受診者へ対応しているところでございます。

また、妊産婦健診未受診者への対応でございますが、現在、妊産婦健診は医療機関や助産院に委託し実施をしております。医療機関から情報提供を受け、産婦の状況確認が必要な場合には、電話や訪問により対応している状況でございます。

特に、産婦健診におきましては、産後鬱の早期発見のために実施しているエジンバラ産後鬱病質問票の点数が高い方には、早急に連絡をとり相談を行うなど適切な支援につながる体制をとっているところでございます。

二つ目の支援を必要とする妊婦への支援の強化についての質問ですが。

○議長（船川京子君） 町長、今、①の質問でした。

○町長（佐々木喜章君） ②も、三つ質問しましたよ。

○議長（船川京子君） 全部言った。

○町長（佐々木喜章君） ②、③まで。

○議長（船川京子君） 言っていないですよ。

○町長（佐々木喜章君） ②、③まで言わなかったですか。②、③、言ったよね。言ったと思うんですが。

○議長（船川京子君） 1個しかしていません。

石山議員。

○3番（石山肖子君） 乳幼児健診とそれから妊婦健診の未受診者への対応の推進ということでお答えをいただきました。

これは、潜在している虐待をキャッチする重要な機会でございます。今お伺いしたところによりますと、健診の未受診者対応についてフローがあるということですが、未受診児対応についての、例えば書式といいますか記録として残すためのそういう書式があるのか。そういうものをこのフローに基づいて一律に保管をし、というようなことをされているのかなと思いますが、その辺のところはわかればお伝えください。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 石山肖子議員のご質問にお答えいたします。

保健福祉センターでの乳幼児健診の未受診者につきましては、フロー図をもとに対応し

ているところがございます。このフロー図は、実際健診をお受けにならなかった場合、次の健診まで待ちます。実際は個別通知をした上で、次の健診にも来なかったという方へは、子育て支援課、保健医療とかの福祉サービスを受けているかどうかの情報を集めさせていただきます。また、場合によっては、幼稚園・保育園などに入園している場合には、そちらの状況も確認させていただいております。

通園、就園などしていない場合には、直接ご家庭に訪問をし、お子さんの状況を確認する。そして、訪問した際に、面接拒否など、お子さんの安否の確認がされないという場合には、子育て支援課との連携によりまた訪問する。そして、確認がされない場合には、児童相談所と連携をとりながら安否確認という形でフォロー図を作成しております。

そのフォロー図なんですけど、まだ、県ではきっちりとしたフロー図、フォロー図を作成していませんので、新潟市の作成しているフォロー図をもとにつくらせていただきました。

実際、記録なんですけど、お子さんお一人お一人の妊娠届時から各種健診、予防接種とか記録ができる個別管理台帳がございますので、そちらに記録をし、妊娠時から健診までの状況を全部管理できるようになっております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） フロー図があるということをお聞きしまして、体制がちょっと進んでいるのかなと思います。

この未受診者というのが、例えばここ近年、二、三年で、二、三回アプローチしても受診をされないような、そういう状況にある人がいらっしやっただのかどうか。受診率のほうがわかれば、お伝えください。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 石山肖子議員の質問にお答えいたします。

今の乳幼児健診の未受診のフロー図をつくった後、未受診のためにお子さんの安否確認ができなかったというところまでの、今までのケースはございません。

といいますのも、利根町の乳幼児健診の受診率は高く、一昨年の実績なんでございますが、3、4カ月健診が100%、1歳6カ月健診が前年度の受診者数も入ってしまうんですが、102.1%、3歳児健診が97.2%。100%には至っておりませんが、翌年受けておりますので、あとは外国に転出されていて受診ができないという状況の方も未受診ということの計上になっております。3歳児健診、目の検査につきましては94.2%というように、受診率が高い状況です。

この要因といたしまして、個人通知をするというのもございますが、妊娠届時から妊婦さんへの個別面接を全数行って、約1時間程度時間をいただいて、妊娠の状況だったりご家族の状況だったり、産後・妊娠中のことだったり、いろいろ情報をお伝えして、も

ちろん生まれてからも乳児全戸訪問というのを実施しております、お母さん・ご家族とスタッフの人間関係というか、顔の見える関係づくりができていているということが、受診率向上にもつながっているのではないかとこのように考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 未受診者をキャッチするための体制についてお伺いいたしました。今のお答えと関係してきますけれども、②の質問に移ります。

支援を必要とする妊婦への支援の強化というのが、緊急総合対策のほうには記述してあります。これについては体制のほうもお聞きしていくんですけども、例えば厚労省のほうで、妊娠・出産包括支援モデル事業というのがございまして、取り組み事例集などを拝見いたしますと、茨城県では結城市、古河市などが独自のモデル事業を行っておられます。

利根町でどのようなことをされているのかということをお聞きするときに、このモデル事業の記述に大体3パターンが書いてありまして、母子保健相談支援という事業、それから産前産後サポート事業、これはパートナー型というそうです。もう一つありまして、産後ケア事業とデイサービス型、アウトリーチ型というようなことが3種類ぐらい書いてありまして、これはもちろんモデル事業の内容ですので、この中のどの事業、性格の似た事業を利根町の中でやっておられるのかを含めまして、妊婦さんへの支援をどのように行っておられますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 支援を必要とする妊婦への支援の強化についてのご質問ですが、妊娠届出を受理し、母子健康手帳の交付時に全員に面接を行い、妊婦の支援に必要な実情の把握をしております。その時点で個別のセルフプランを作成しながら、妊娠中に受けられる保健福祉サービスをご案内しております。

また、面接時に若年、未婚、精神疾患などの疾病がある、家族から支援を受けられないなど、妊娠中及び出産後に何らかの支援が必要な方であると判断した場合には、必要な保健サービスや関係機関の紹介を行い、その都度、電話や訪問による相談を実施しております。

また、ご本人の承諾を得た上で、関係課や医療機関に情報提供を行い、適切な支援やサービスにつながるよう対応しているところでございます。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 石山肖子議員のご質問の中にごございました茨城県内で行われている、結城市と古河市で行われているモデル事業につきまして、現在利根町では、その事業を実施してはおりませんが、今年度、平成30年4月に母子保健型の子育て世代包括支援センターを保健福祉センターで設置いたしまして、妊娠中から就学前のお子様、そのご家族を対象に、切れ目のない支援を行っているところでございます。

その中で実施しておりますのが、母子保健にかかわる事業と産後ケアに事業を実施して

おります。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 母子保健事業のことは、以前の質問のときにもお聞きしておりました。母子保健包括支援センターのほうが立ち上がったということで、このモデル事業等を参考にされまして、より充実されていけばと願います。

3番の相談窓口等の周知、啓発の推進等についてお聞きいたします。

先ほどの1番の質問とも関係いたしますけれども、子育て支援の場に参加しない親子等へのアプローチ、こういうものがこの相談窓口等がその役割を担うのではないかなと思っております。「消極的な拒否」というふうな専門用語があるんですけども、その子供の安否は確認できるが、サービスは利用しない。一応予約はしたけれども、突然利用をキャンセルする。そういうことが頻発するような保護者さんへのアプローチという意味でも、この相談窓口等の周知等が重要になってくるのかなと思っております。これについてどのようなことを行っておられますか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 母子健康手帳交付時に、各種相談窓口の資料配布や「広報とね」、「こころの健康づくりカレンダー」、「利根町子育て支援ガイドブック」などに相談窓口を掲載し、周知を図っております。

また、改正母子保健法の施行により、平成30年4月に保健福祉センター内に、母子保健型の子育て世代包括支援センターを開設しております。保健師などの専門職が相談支援をそれで実施しております。それと同時に、関係機関とも連携を行いながら、切れ目のない支援を行っているところでございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 相談窓口等がやはりたくさんあって、潜在的な虐待の懸念のあるようなケースがすくい上げられればなという思いで、この質問をしております。

ホームページも若い方々は見られるかとも思いますけれども、例えば今回作成されました「子育て支援ガイドブック2018」、こちらのほうも拝見いたしまして、あと、先ほど町長もおっしゃいました「こころの健康づくりカレンダー」、こちらのほうがやはり記述がありますけれども、ちょっと細かいことなんですけど、これが2018年、平成30年度の「こころの健康づくりカレンダー」のほうには、「189番」というあのダイヤルですね。「いちはやく」というダイヤルで通報をするような入り口が書かれていましたが、「こころの健康づくりカレンダー2019年度」には、記述がないように思うんですけども、間違っていたら申しわけありませんけれども、恐らく「子育て支援ガイドブック」のほうで一括して今度、その「こころの健康づくりカレンダー」も含んで、次の2019年のガイドブックをつくられるのかなと想像しますが、どうでしょうか。

○議長（船川京子君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 石山肖子議員の質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられました2019年度版「こころの健康づくりカレンダー」、ございますが、4ページをお開きいただきますと、子どもの心のSOS、児童虐待防止ということでお子さんが言葉では言いあらわせないようなサインを周りが気づいてほしい。それが虐待防止につながるということと、「いちはやく」という番号を皆さんに知っていただくということで、記事を掲載してございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 4ページに記述がありました。申しわけありませんでした。

この3桁ダイヤル「いちはやく189番」児童虐待かもと思ったら、すぐに電話しましょう。近くの児童相談所につながります、ということで掲載がございます。そのほかにも「子どもホットライン」、これも出しているのでも、こちらのほうをやはり周知していく方向で、ほかの方策も考えていっていただきたいと思います。

この「いちはやく」について具体的な、民間の方がこの電話をしますと、どこにつながって、どのように対応されるのか、実情というのはわからないでしょうか。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） この「189（いちはやく）」でございますが、平成21年10月1日からはこの3桁の番号ではなくて、当初10桁の番号で、児童相談所全国共通ダイヤルというのが運用されました。ところが、やはり10桁でございますので、番号を覚えづらいということ。あとは、全国どこの児童相談所も24時間態勢でやっているというわけではございませんでしたので、国のほうでもそれを改正いたしまして、覚えやすい番号というような形で、3桁「189」ということで「いちはやく」と覚えていただきまして、平成27年7月からこちらのほうが全国の児童相談所で運用開始というような形になっております。

こちらは、まず最初に、固定電話のほうからご説明いたしますと、固定電話から全国189なので、どこからでもつながるわけですけれども、その発信されたところの電話の市外局番から当該地域を特定いたしまして、直轄の児童相談所につながるような仕組みになっております。

ただ、そこでマッチングができないような形になると、そこに来て、地域の情報、住所とかをガイダンスによって入力していくような形になりますので、若干時間がかかるようございますが、それで管轄の、直轄の児童相談所のほうにつながるようになっております。

また、携帯電話のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、コールセンターのほうにつながって、そこからオペレーターが住所等を確認した中で、直轄の児童相談所のほうにつながる仕組みに今はなっております。

当初は、音声ガイダンスでやっていたということなんですけれども、それではやはり時

間がかかり過ぎるというふうなことで、国のほうでも改正をいたしまして、オペレーターの仕組みを平成30年2月から運用開始しております。

また、音声ガイダンスのやっぱり時間も長いということで、短縮の改善もしております、当初189がつながりにくいというような苦情が寄せられていることから、時間短縮のほうに進んでおまして、今は30秒でつながるということにはなっているそうです。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） わかりました。この「いちはやく」、使うことがないほうがいいにしても、これは周知、できるだけできたらいいかなと私も思います。

次の質問に移ります。（2）番に移ります。

児童虐待防止対策体制総合強化プランについて。これは、子ども家庭総合支援という名前にはなっていますが、その拠点をつくることも含めまして国のほうがつくったプランでありまして、その中で利根町では、①番ですね。現在の子ども家庭対象の相談窓口、児童虐待防止という意味での子ども家庭対象の相談窓口というのは複数何かあるのか。それとも、今回の国の要請によって何か統一するとか、ここに決めるというようなことはお考えなのでしょうか。

加えまして、子ども家庭総合支援拠点というのが今後、2022年には全市町村で配置することが目標とされているようです。今の時点でどのようにお考えか、状況を含めてお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木課長。

○町長（佐々木喜章君） 子ども家庭対象の相談窓口はどこに設置してあるのかのご質問ですが、現在は相談内容によって各担当課で対応させていただいております。

妊娠期から就学前までの相談については主に保健福祉センターにおいて、マル福医療費であれば保険年金課、障害に関することについては福祉課、保育園・認定こども園等への就園であれば子育て支援課、児童生徒とその保護者に関しては学校や教育相談員、スクールソーシャルワーカーといったように、それぞれ相談に応じております。

町では、どこに相談したらよいか担当課がわかるように、「利根町子育て支援ガイドブック」の配布や町公式ホームページでもお知らせをしております。特に小さなお子さんの場合には、保健福祉センターの子育て世代包括支援センターにおいて連絡調整を行っております。

次に、市区町村子ども家庭総合支援拠点はどこに設置する考えかのご質問ですが、2019年度から2022年度までを期間とする新プランである「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、市町村における相談体制を強化するために、子どもとその家庭、妊産婦を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援などを行う市区町村子ども家庭総合支援拠点を2022年度までに全市町村に設置するとの目標が示され、広域での

設置も可能とのことでございます。

また、子育て世代包括支援センターとのかかわりも検討しながら、今後効果的な取り組みが実施できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。いずれにしましても、どのように子供たちを守っていくことができるかということですので、関係課が協力、連携して支援してまいりたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 状況をお伺いいたしました。一つだけお伺いします。

この件に関して、例えば虐待が疑われるようなご家庭のことが発見された場合に、これを後で質問するのですが、要保護児童対策地域協議会等に上げる事案が出てくる可能性もあるわけで、そのときにどこかで集約して、やはり検討もするような形になると思いますが、では、今のところは、利根町での母子保健事業の中の包括支援センター、保健福祉センターの中にある、そこ等がやはり集約するような状況なのでしょうか。今は個別だということでお伺いしたのですが、どこか想定する部署とかがあるようでしたらお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） ただいま町長がお答えさせていただきましたように、各いろいろな事業について、担当課のほうでご相談を受けておりますけれども、そのご相談の中で、虐待として疑われるようなことが推測できるようなことがあった場合には、各担当課のほうから、やはり虐待の調整機関として子育て支援課のほうで協議会をやっておりますので、そちらのほうに案件として相談が来るような形になります。

特に虐待につきましては、死亡案件はゼロ歳児がダントツで多いというような形の検証でございますので、保健福祉センターとの連絡は特に密にとっておりまして、代表者会議はもちろんのこと、実務者会議という会議の中でも案件を出していただきながら、毎回情報連携しております。そのような形で、疑われるというような形については、要対協のほうでやっているような形でございます。

そして、転入者につきましてはなんですけれども、転入者については現在も転入前の市町村さんから情報をいただいておりますので、そちらの情報によって前住所地での状況がわかってまいりますので、それを継続支援していくかどうかというのは、転入した段階から私どものほうでは、手続とかをしにいらしたときに様子を伺わせていただいて、ご相談に乗れることがあれば乗るような体制を整えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 状況をお伺いいたしました。

続きまして、この子ども家庭総合支援拠点についてなんですけれども、これから2022年度までに配置という目標があり、それも視野に入れて全体的に児童虐待についての体制をつくっていかれることと思っておりますが、そこで働かれる職員の方々について専門性を確保す

る方策をどのようにお考えですか。ということで、研修とか先ほどおっしゃったような調整担当者というようなものが、もしこれができるれば、配置されるべきなんですけれども、その方が専門性を確保するためにどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 設置後は、当然県における研修も企画され、ほかにも研修があれば、積極的に参加させて知識と技能の向上を図っていくとともに、人員確保も含めて検討してまいります。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 職員さん方の研修については、日ごろから情報もキャッチされ、また、設置された暁には、その収集された知識、能力等が発揮されるよう願うものです。

最後の③番、要保護児童対策地域協議会、これは一般名ですけれども、これがこの強化プランにおいては活性化をすること、それから、地域との連携を充実させるというふうに目標とされています。

いろいろな団体等もかかわりながらやっていくわけです。市町村と保健機関、警察、医療機関、弁護士会、児童相談所、民間団体、保育所、幼稚園、民生・児童委員、それから学校、教育委員会等がそれぞれ調整機関の一員となるわけです。この連携の体制の充実を図っていくために、今の現状と要保護児童対策地域協議会の現状と課題等があれば、お聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほどの新プランでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関には、常勤の専門職である調整担当者が未設置の場合には、2022年度までに全市町村に配置されるとされました。

当町におきましては、既に常勤の調整担当者を配置し、県の調整担当専門研修を受講させたほか、積極的に虐待に関する研修があれば参加をさせて、専門性の強化を図っているところでございます。その調整担当者が中心となり、関係機関との連携体制を充実させ、情報共有を徹底していくことで活性化につながると考えています。

また、学校との情報共有という点では、既に教育委員会と連携をしており、直接学校とも連携を、連絡を取り合っていますので、必要な場合には、学校も含めた個別支援会議を開催し、関係機関を集めて支援内容や役割分担を確認し、情報の共有を図ってまいります。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） それでは、利根町での要保護児童対策地域協議会については、午前中の大越議員の一般質問のときに概要はお聞きしたんですけれども、この対策地域協議会というのがこれまでにどのくらい開催されたのか、種類等も、委員会の種類があるようなんですけれども、もう一度回数とか、それから、中で委員を務められておられる方の職種等がお聞きできればと思います。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） 利根町の要保護対策協議会なんですけれども、名称のほうを「子ども虐待等対策地域協議会」としておまして、設置要綱のほうをつくっております。そちらに構成メンバーのほうは記載されているんですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたような構成メンバーが全て含まれております。

ただ、そちらの方に対しましては、この協議会の構成が代表者会議、実務者会議、個別支援会議と三つに分かれておまして、その代表者会議のほうには、先ほどおっしゃっていただいたような方のメンバーが入っております。ただ、ちょっと今のところ弁護士さんは入っていないような状況でございますが、そちらが入っております。ただ、法務局とかは入ってございますので、そちらで年に1回の代表者会議を開きながら、利根町の支援対策の方向性とか個別の、詳しくはないんですけれども情報を共有していただいております。

そして、その下の実務者会議、こちらのほうがメインの会議になりまして、現在、利根町のほうで来ていただいているのは、児童相談所から2名、取手警察署から1名、主任児童委員が2名、保健福祉センターから1名、福祉課から1名、子育て支援課から3名、指導室も入れて計11名で、年に最低3回は実務者会議というような形で、あらゆるお子さんのケースについて再度支援の内容、方向性とかを見直ししながら、どこが担当としてメインに支援していくのかというようなことを決定してやっております。

その中で、警察の方も入っておりますので、今現在そのような死亡案件に結びつくような状況じゃなくても、いつ、どのように変わるかはわかりませんので、そこで情報共有をしながらやっているというようなことでございます。

そして、特に個別にこれは支援会議が必要だなといった場合には、学校の先生、学校で開いた場合もございましたけれども、そちらのほうに伺うなり、役場のほうの会議室を使うなりして個別の支援会議を開き、今度は特定した個人、実務者会議は全員ですけれども、個別支援会議はお一人、もしくはお二人とかというような形でやっております。

そのような形で体制を整えてやっております。何がやはり一番大事かといいますと、情報の共有をしっかりと、いざというときに動き出せるかというような形になってまいります。

先ほど、2022年までに子ども家庭総合支援拠点のほうも作成しなければいけないというようなお話がございましたが、そちらについても専門の職員の配置、町内の児童数と人口から、利根町の場合は一番低い小規模A型というところになりまして、そちらのほうで子育てのその支援員を最低でも2名配置しなさいというようなことがいわれておりますので、そちらのほうを、専門職を、要対協の調整員と同じように医師であったり社会福祉士であったり、精神保健福祉士、保育士、保健師、そのような専門の方の中から専門職として任用しなさいというような指示が出ておりますので、そちらの採用ができるように町当局で

設置場所も検討しながら実施していきまして、そこと要対協との連携というようなことも含めながら、今後はさらに充実して、連携して支援の体制を整えていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） これに関しまして、これというのは要保護児童対策地域協議会でですね。利根町のその会議等についてはお伺いいたしました。それで、午前中の大越議員の一般質問のときに対象のご家庭が何件ということをお伝えいただいたんですけども、教えていただきたいのが、そういう案件に対して、発見した。それを調査もし、体制も整えるわけですけども、大体というところで教えていただきたいのが、その期間といいますか、おさまったように見えていても、その後どうなるかわからないというようなところが、やはりナイーブな案件ですので、虐待ということがですね。それをフォローするような、もうおさまったから終わりというようなことなんでしょうか。それとも、やはり何年かその状況を見ていくというようなところなんでしょうか。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） お答えいたします。

期間というような形なんですけれども、先ほど実務者会議の中で、支援の内容とかを検討していくというようなお話をさせていただきましたが、その実務者会議におきまして、支援していく担当課、ここでは保健福祉センターでは、例えば健診のときによく見守るとか訪問をするとか、あとは、学校のお子さんであれば学校でよく見ていただくとか、何かあったときに、こちらのほうに連絡くださいとかそういうようなこともずっとやっておりまして、保育所入所が必要な方であれば入所が決定できるような段階、決定してからしばらくの間、様子を見て、安定して生活ができるようになっていくのかというようなことを全て含めた中で、児相と警察と町関係機関が含めた中で、そのケースをいつ、その一歩下のところでも、支援者ケースというような形ではうちは登録しているんですけども、そこに落とすのか。そしてまた、事件・通告とかがあれば、また、その上の段階に持っていくまして、支援の会議に毎回諮っていくというような形になっていきますので、通告があって一旦訪問とかをかけた中で終わるということではなくて、継続して支援をしていくというような体制となっております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） わかりました。フォローというものも大変な、その虐待というものの難しさを実感いたしました。この関係機関の中で、これで最後の質問としますが、学校、教育委員会とも情報を共有しているというお話でございますが、具体的にちょっと一つお伺いいたします。

小中学校において、やはりその兆候とかそういうものをキャッチするのも非常に大事だと思うんですけども、小中学校の業務、校務分掌といいますけれども、その中で虐待の

対応を位置づける部署があるのか。それから、どのような、ふだんの体制にしているのか、わかる範囲でお伝えください。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石山議員のご質問にお答えします。

学校での対応でございますが、校務分掌というふうな形でいいますと、生徒指導主事が大体、その学校での生徒指導のいろいろな問題についてまとめたりする役目になるかなと思います。もし学級での問題とかそういう部分であれば、一番身近にいる担任の先生、そして、中学校であればもちろん担任の先生はいるんですが、教科担当の先生方が授業の中で、この子はちょっと様子がおかしいなとかというふうな問題を把握した場合に、学校全体で共有するような形にはなります。

一例を挙げますと、基本的に朝の会とか昼休みとかそういう、先生方が子供たちと接している中で、子供の様子がおかしいと。それでいろいろお話を聞いて。ただ、虐待とかしつけとかというのは見分けるのが非常に難しいんですよね。家庭でのそういうふうな対応、家庭での問題について、それを聞き出したりとかするというのも非常に難しいかなと思います。

例えばよく言われるのが、体にあざができていたりとかそういう部分は、服を脱がせて確認するわけにはいかないですからね。そういう部分で子供からの聞き取りじゃないですけども、そういう部分、様子のおかしい子をちょっと別室に呼んでお話を伺ったりとかということはあると思うんですが。

ただ、先ほどのご質問の中で、虐待だけを主に校務分掌の中に位置づけた人員はおりませんが、生徒指導全般、学校での問題を含めて生徒指導連絡協議会というのがございまして、まず、学校の中でこういうことがありましたというふうな問題の洗い出しをして、先ほど言った生徒指導連絡協議会の中で、利根町全部の生徒指導主事、4校しかいないですが、その先生方が集まって情報共有をする。

それで、その中で指導室長を交えて、この問題については、先ほど子育て支援課の岡野課長のほうからもありましたように、町としても取り上げる必要があるというようなことであれば、子ども虐待等対策地域協議会を含めてケース会議、個別支援会議とかそういうふうな会議の中に情報提供をして、町全体として学校に働きかけをしていくというふうな体制で進めております。

昨今、非常にこういう問題が多くなってきている現状でございますから、いち早く学校としてもそういう問題に対して情報を共有しながら、関係機関と学校だけではとても対応できない部分がございますので、いろいろな関係機関、児童相談所、警察の生活安全課とかいろいろな関係機関と情報を共有しながら、子供たちの安心・安全を見守るように進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 生徒指導主事の方々にやはり、そういうものがあれば共有するようになっていくということでした。

学校の中で、勉強以外のことで相談したりするという位置づけで学習相談員さんとかスクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさん等がいらっしゃるわけですが、その方たちの情報というのも共有されていくんですね。

じゃ、そちらも含めまして、なるべく早くキャッチして早期対応するような体制づくりというのを、まだ、学校の中で校務分掌に位置づけられるようなものはないというふうにおっしゃいましたけれども、こういうような部署が、担当というか担当を決めるというか、そういうことも先生方の激務の中、大変かもしれませんが、そういうものがあつたらいいのかなというふうに思いましたので質問させていただきました。

以上で終わります。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月6日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

次回3月7日木曜日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会